原子力災害における救護活動 ガイドライン

日本赤十字社(以後、日赤という)では、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故(以後、福島第一原発事故という)での活動における経験と反省を踏まえ、同年11月の国際赤十字・赤新月社連盟総会での「原子力事故がもたらす人道的影響に関する決議」に基づき、将来、同様の災害が発生した場合に、日赤として迅速かつ適切な人道支援活動が実施できるよう、原子力災害対応への取り組みを進めて参りました。具体的には、平成25年度中に、日赤救護班を対象とした原子力災害における救護活動基準を作成すると共に原子力災害防護資機材を整備し、平成26年度からは、日赤救護班要員等を対象に原子力災害対応研修を実施しています。原子力災害は、放射線の被害が国境を越え広域に及ぶ可能性が高く、影響も多岐にわたるため、国際的に取組むべき課題です。日赤は、原爆による被爆、かつ原発事故も経験した唯一の国の赤十字社として、福島での知見を広く発信する責務があり、ガイドラインの策定はその責務の一つだと考えています。ガイドラインでは、職員並びに赤十字ボランティアによる幅広い活動を念頭に、事前対策フェーズ、応急対応フェーズ、復興フェーズに分け、福島での経験を踏まえて各々の活動内容を記述しています。また、災害時は、活動従事者の安全確保が基本であることから、活動地域を指定する、活動従事者の被ばく線量が設定する上限値を超えないよう個人の被ばく線量を管理する、という安全基準を明記しています。さらに、緊急被ばく医療アドバイザーによる専門的な助言体制の有用性も記述しております。なお、ガイドラインの策定過程で、継続的な検討が必要な課題もありました。今後、関係機関を交えて引き続き検討するとともに、国の原子力災害に係る指針等も注視しながらガイドラインを適宜改定する予定です。